

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第21号

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 1項ただし書及び第 3項を削る。

第11条第 1項第 5号中「き損」を「毀損」に改め、同項中第 6号を第 7号とし、第 5号の次に次の 1号を加える。

(6) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は飲酒すること。

別表第 2 2分館の附属設備の表中

「

1, 200円	1, 200円	2, 400円	1, 200円	2, 400円	3, 600円
---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

」

「

2 時間 600円

に、
」

「

16ミリ映 写機	1 台	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
-------------	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

を

「

音響装置	1 式	2 時間 500円
------	-----	-----------

」

に改め、同表備考第 2 項中「及び16ミリ映写機の操作」を削り、同表備考に次の 2 項を加える。

- 3 グランドピアノ及び音響装置の使用は、音楽室に限る。
- 4 たて型ピアノの使用は、プレイルームに限る。

附 則

- 1 この規則は、令和 8年10月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。